

芦屋町後援等に関する事務取扱要綱 (平成21年3月2日告示第16号)

最終改正:

改正内容:平成21年3月2日告示第16号 [平成21年3月2日]

○芦屋町後援等に関する事務取扱要綱

平成21年3月2日告示第16号

芦屋町後援等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋町（以下「町」という。）が共催、後援及び協賛（以下「後援等」という。）を行う行事の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 展覧会、講演会、講習会、研究会、競技会、演奏会及びその他の集会又は催事をいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (3) 名義後援 行事の趣旨に賛同し、その開催にあたって名義の使用をもって支援することをいう。
- (4) 共催 行事の企画又は運営に参画し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (5) 協賛 行事の企画又は運営には参画しないが、行事の趣旨に賛同し共催に準じて協力することをいう。

(名称)

第3条 後援等をするときの名称は、「芦屋町」とする。

(後援等の対象)

第4条 町は、町民の福祉及び文化の向上、地域振興等に寄与すると認められる行事等に対し、後援等をするものとする。ただし、次に掲げるものについては、後援等をしない。

- (1) 町の基本的な行政方針に合致しないと認められるもの
- (2) 営利を目的とするもの。ただし、入場料等を徴するものであって、その料金が事業の目的、内容等から判断して適正な額であると認められるものを除く。
- (3) 金品の寄与若しくは援助、事業への参加等を強要するもの又はその外形から判断してこれらを強要していると参加者に誤解を与えるおそれがあるもの
- (4) 特定の思想若しくは信条の普及又は宣伝を目的とすると認められるもの
- (5) 特定の地域、団体等一部の者を対象とするもの
- (6) 行事等の実施に当たり、運営上の問題があるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、後援等をするのが適当でないと認められるもの

(主催者)

第5条 町が後援等をする場合の行事等の主催者は、次に掲げる者でなければならない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公共的団体
- (2) 公益法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人。ただし、実質的に活動を休止している者及び国、地方公共団体からその運営について文書による改善の指導を受けている者を除く。
- (3) 町民の福祉及び文化の向上、地域振興等に寄与すると認められる活動を継続的に行っている団体
- (4) 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会等
- (5) 過去に国又は他の地方公共団体の後援等を受けた実績のある行事と同一の行事を町内で行うために結成された団体
- (6) 町民の福祉及び文化の向上、地域振興等を目的とする行事等を町が開催することに伴い、その開催の趣旨に賛同した者により構成された団体であって、当該行事等の開催以外の活動を行わないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(申請)

第6条 町の後援等を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、後援等申請書（様式第1号）を行事開催日の30日前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要に応じて行事等の内容に関する資料の提出をさせることができる。

(承認等の通知)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、すみやかにその内容を審査し、かつ関係課があるときはその意見を附し、後援等が適当と認めるものについては後援等承認通知書（様式第2号）、後援等が不適当と認めるものについては後援等不承認通知書（様式第3号）により申請人に通知するものとする。

2 町長は、承認をする場合には、必要に応じて条件を付することができる。

(報告)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、後援等を承認した行事等の実施状況その他必要な事項について、申請人に後援等実績の報告を求めることができる。

(取消等)

第9条 町長は、後援等をした場合において、当該行事等の内容、実施状況等が申請内容と異なり、又は承認の条件に違反することが判明した場合は、申請人に対し、是正のための措置を求め、又は後援等の承認を取り消すことができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成21年2月1日から適用する。
